事業主・加入者の皆さまへ

協会けんぽ 兵庫支部からのお知らせ

2026 11月号 HYOGO

職場内で回覧・掲示をお願いします

重要 「医療費のお知らせ」の一斉送付は終了しました



協会けんぽから事業所への一斉送付は、令和8年1月送付分をもって終了しました。
今後は、スマートフォンやパソコンから「マイナポータル」で医療費情報をご確認ください。

マイナポータルで確認するメリット

▶医療費情報をいつでも確認できる

スマートフォンやパソコンから、いつでも医療費情報を閲覧できます。

※受診月の翌々月11日以降に閲覧できます。1月～12月の1年間分は、原則として翌年2月9日以降に閲覧できます。



▶医療費控除の申告がかんたん

マイナポータルとe-Taxを連携すると、医療費情報が確定申告書に自動入力されます。

■医療費控除について

詳しくは、国税庁ホームページ「医療費控除を受ける方へ」をご確認ください。医療費控除に関するお問い合わせは、税務署へお願いいたします。

※令和8年分のホームページは12月上旬更新予定です。

医療費控除の詳細はこちら

書面での交付を希望する場合



「医療費のお知らせ依頼書」をご提出ください

ご注意ください

医療費が「医療費のお知らせ」に反映されるまで、受診月から3か月程度かかります。ご申請の時期により、確定申告に必要な診療分が発行できない場合があります。（令和8年12月診療分のお知らせは令和9年3月以降となります。）お知らせが発行されない診療分につきましては、ご自身で医療費控除の明細書を作成し、確定申告書へ添付してください。領収書は保管してください。

医療費のお知らせ依頼書はこちら

健康チェックをお得に！ 健診の補助を使わないともったいない！

協会けんぽでは年度内お一人様1回に限り、健診費用の補助を行っています。
まだ受診されていない従業員様に、健診の受診をお声がけください。

※年度内にお一人様につき1回、生活習慣病予防健診または人間ドック健診のいずれかの補助が利用可能。



健診の種類	生活習慣病予防健診	人間ドック健診
対 象	35歳以上の被保険者（ご本人）	
費 用	自己負担額 最高5,500円	補助額 最高25,000円
受診可能な健診機関	兵庫県内140機関	兵庫県内44機関
	県外でも協会けんぽ各支部で契約している健診機関で受診可能です！	
特 徴	■血液検査や尿検査などの一般的な検査にがん検診（胃・大腸・肺）までカバーした充実の健診内容。 ■令和8年度より20歳・25歳・30歳の被保険者も補助対象に。（胃・大腸の検査は除く。） ■40歳以上の偶数年齢の女性を対象に骨粗しょう症検診の補助を開始。	■生活習慣病予防健診の項目に検査項目がさらに追加され、当日の医師による健診結果の説明や特定保健指導も含まれる総合的な健診。

予約方法 ❶協会けんぽと契約している健診機関へ直接予約 ▶ ❷マイナ保険証等を持参し健診を受ける

健診の詳細はこちら

「もしも」と「いつも」に安心を。
協会けんぽ 全国健康保険協会 兵庫支部
〒651-8512 神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST
078-252-8701（代表）※おかけ間違いにご注意ください

けんぽアプリ ダウンロードはこちらから
電子申請が利用できるほか、健康に役立つ情報をお届け！

協会けんぽ兵庫支部 LINE公式アカウント 友だち募集中!!
健康情報や健診日程などを毎月配信中！

被扶養者状況リストのご提出は
令和8年12月11日（金）までです。

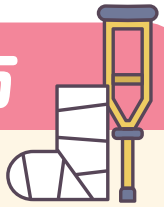


令和8年10月下旬から11月中旬にかけて、「被扶養者状況リスト」を事業所宛にお送りしました。加入者の皆様の保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご協力をお願いいたします。

※該当する方がいる事業所にのみお送りしています。

確認の対象となる方		以下のいずれかに該当する被扶養者様 ❶健康保険の資格が重複している可能性が高い方 ❷同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方 ❸令和7年中の課税収入額が130万円（60歳以上は180万円、19歳以上23歳未満かつ被保険者の配偶者でない場合は150万円）の金額を超過している方 （18歳未満や令和８年4月１日以降に認定された方を除く）
手続きについて	提出物	「被扶養者状況リスト」を協会けんぽへご提出ください。
	扶養解除となる場合	被扶養者異動届をご提出ください。（手続きの迅速化のため、可能な限り電子申請により日本年金機構へご申請ください。）

接骨院・整骨院（柔道整復師）のかかり方



接骨院・整骨院での施術（治療）は、健康保険が**使える場合**と**使えない場合**があります！

○ 健康保険が使える場合

負傷した原因がはっきりしていて、
慢性に至っていないケガのうち次のもの

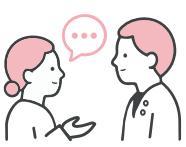
- ■打撲　■捻挫　■挫傷（肉離れなど）
- ■骨折、脱臼

※骨折・脱臼については、応急処置を除き、医師の同意が必要です。

× 健康保険が使えない場合（全額自己負担となります）

- ■単なる肩こり、筋肉疲労からの回復
- ■脳疾患後遺症などの慢性病
- ■医師の同意のない骨折や脱臼の治療（応急処置を除く）
- ■過去の交通事故等による後遺症
- ■仕事中や通勤途上の負傷に関する治療（労災保険から給付）
- ■病気からくる痛み・こりの治療
- ■症状の改善が見られない長期の治療

接骨院・整骨院にかかるときの4つのポイント



負傷した原因を
正確に伝える



療養費支給申請書の
内容を確認し署名する



領収証は
必ず受け取る



長引く場合は
医師に相談する

柔道整復師の
かかり方の詳細は
こちらから